

2021年5月28日

各位

会社名 ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社  
 代表者氏名 代表取締役 執行役員 社長 山下 尚登  
 (コード番号 9265 東証第一部)  
 問合せ先 取締役 執行役員 伊藤 秀憲  
 (TEL 092-402-2922)

## 取締役に対する業績連動報酬支給基準の改定に関するお知らせ

当社は、2021年5月28日開催の取締役会において、取締役に対する業績連動報酬の支給基準について下記のとおり改定し、本改定に関する議案を2021年8月に開催予定の第4回定時株主総会に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 取締役に対する業績連動報酬支給基準の改定主旨

当社は、2021年会計年度より、上場会社等に義務づけられた新収益認識会計基準を導入することとしております。これに伴い、同会計基準導入を前提として業績連動報酬の支給基準となる連結売上高営業利益率を試算したところ、従来より概ね0.3%上昇することが判明いたしました。これらを踏まえ、指名・報酬委員会にて審議を行い、同委員会の提言を受け、本日開催の取締役会にて、監査等委員を除く取締役を対象として、業績連動報酬の支給基準を改定することといたしました。なお、本改定の実施は、株主総会における承認が条件となります。

#### 2. 本改定の概要

改定する内容(支給基準の改定)

改定基準	旧基準
連結売上高営業利益率が <b>1.3%</b> を超えた場合に、監査等委員を除く取締役に対し、役職に応じ、連結営業利益に対して下記の比率を乗じた金額を業績連動報酬として支給する。	連結売上高営業利益率が <b>1.0%</b> を超えた場合に、監査等委員を除く取締役に対し、役職に応じ、連結営業利益に対して下記の比率を乗じた金額を業績連動報酬として支給する。

なお、下記における連結営業利益に対する比率、および上限額(年額)に改定はございません。また、新収益認識基準は、連結営業利益には影響を及ぼすものではございません。

役職	連結営業利益に対する比率	上限額(年額)
社長	0.80%	15,000千円
副社長(注)	0.60%	12,000千円
専務取締役(注)	0.50%	10,000千円
常務取締役(注)	0.40%	8,000千円
取締役	0.25%	5,000千円

(注)現在任命はありませんが、今後任命される場合を想定して設定しております。

以上